

平成 29 年度第 1 回岩手県いじめ再調査委員会会議録

- 1 開催日時  
平成 30 年 2 月 7 日（水）18 時 30 分～20 時 05 分
- 2 開催場所  
岩手県庁 12 階 特別会議室
- 3 出席者  
〔岩手県いじめ再調査委員会委員〕  
遠藤孝夫委員長 姉帯幸子委員 小泉範高委員 春日菜穂美委員  
  
〔県〕  
佐藤総務部長 高橋総務部副部長兼総務室長 松本法務学事課総括課長  
岡部私学・情報公開課長 高橋主任主査 平澤主査  
菊池首席指導主事兼生徒指導課長 佐々木主任指導主事 坂本指導主事
- 4 欠席者  
式又みち委員
- 5 会議の状況  
別紙のとおり

## 1 開会

### ○高橋主任主査

ただいまから、平成 29 年度第 1 回岩手県いじめ再調査委員会を開催いたします。  
法務学事課主任主査の高橋と申します。議事に入るまでの間、私が暫時進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。  
会議に先立ちまして、委員の出席状況について御報告いたします。  
本日は、委員 5 名中、4 名に御出席いただいておりますので、岩手県いじめ再調査委員会条例第 5 条第 2 項により定足数に達しており、本日の会議が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

## 2 あいさつ

### ○高橋主任主査

それでは、会議に先立ちまして佐藤総務部長から挨拶申し上げます。

### ○佐藤総務部長

総務部長の佐藤でございます。  
平成 29 年度第 1 回いじめ再調査委員会の開催にあたり、一言挨拶を申し上げます。  
各委員の皆様におかれましては、岩手県いじめ再調査委員会委員に御就任をいただき、心から感謝申し上げます。  
また、日頃から、本県の教育振興に御支援、御尽力をいただいているところであり、深く敬意を表するところでございます。  
岩手県では、平成 27 年度に、県内の中学生が自ら命を絶つという痛ましい事案が発生したことを重く受け止め、「いじめ防止対策推進法」に則り、いじめ問題への適切な対応を図るため、県条例に基づき県内関係機関の連携のもと、いじめ防止対策等を協議する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置しました。また、いじめにより児童生徒の生命に重大な被害が生じた場合等の重大事態について、知事が必要と認める場合に調査を行う「いじめ再調査委員会」を県の附属機関として設置いたしました。  
一方、県教育委員会におきましても、いじめ防止のための対策について調査審議等を行う「いじめ問題対策委員会」を附属機関として設置しております。  
こうした取組により、各団体や関係機関等が一丸となって、県民総がかりでいじめ問題の克服を目指して対応していくことが大変重要であるものと考えております。  
本委員会は、県内の県立学校や私立学校における重大事態について、学校設置者や学校による調査に対して再調査が必要となった場合に、より確実に迅速な調査体制を構築するため、条例に基づいて常設の機関として設置されたものであります。教育はもとより、法律、医療、心理、福祉等の専門知識を有する方々により、公平性・中立性が担保された組織となっております。  
本日お集まりいただきました委員の皆様には、重大事態への対処又は再発防止のために必要と判断された場合には、調査をお願いすることになり、御負担をおかけすることとなりますが、岩手の将来を担う子ども達のために、お力添えをいただきますよう、改めてお願いを申し上げます。  
本日の委員会は、改選後初めて開催されますことから、「いじめ防止対策推進法」及び「県条例」に基づくいじめ問題への対応についての共通理解を図っていただきますとともに、それぞれの専門的な見地から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

## 3 委員紹介

### ○高橋主任主査

続きまして、本日が改選後、第 1 回目の会議となりますので、委員の皆様を岡部私学・情報公開課長から御紹介申し上げます。

### ○岡部私学・情報公開課長

私学・情報公開課長の岡部でございます。お手元にお配りしております岩手県いじめ再調査委員会委員名簿の記載順に御紹介させていただきます。  
弁護士の姉帯幸子委員でございます。前期から引き続き、委員をお引き受けいただいております。  
岩手医科大学医学部神経精神科学講座助教の小泉範高委員でございます。新任でございます。  
盛岡大学文学部教授であり、臨床心理士でもあります春日菜穂美委員でございます。前期から引き

続き、委員をお引き受けいただいております。

一般社団法人岩手県社会福祉士会副会長の式又みち委員でございます。新任でございますが、本日は所要により御欠席されております。

岩手大学教育学部長の遠藤孝夫委員でございます。前期の途中、平成29年10月から委員をお引き受けいただいております。

次に、事務局職員を紹介いたします。

佐藤博総務部長でございます。

高橋勝重総務部副部長兼総務室長でございます。

松本淳法務学事課総括課長でございます。

県教育委員会事務局学校調整課、菊池広親首席指導主事兼生徒指導課長でございます。

佐々木寛主任指導主事でございます。

坂本有希指導主事でございます。

#### 4 議事

##### ○高橋主任主査

それでは、議事に入りたいと存じます。資料1の5ページ 岩手県いじめ再調査委員会条例を御覧いただきたいと存じます。

この条例第3条第1項に、「委員会に委員長を置き、委員の互選とする。」とあり、また、第2項において、「委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。」とございます。

つきましては、委員長が選任されるまでの間、暫時、私が進行役を務めさせていただきます。

それでは、次第4、議事の(1)、委員長の互選に入らせていただきます。まず、選任の方法についてお諮りします。どのようにお取り計らいいたしましょうか。

##### ○高橋主任主査

御発言がないようですので、事務局案をお示ししてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

##### ○高橋主任主査

それでは、御異議がないようですので、岡部課長から事務局案をお示しいたします。

##### ○岡部私学・情報公開課長

事務局案といたしましては、委員長は、遠藤委員にお願いしたいと存じます。

##### ○高橋主任主査

委員長は遠藤委員という案でございますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

##### ○高橋主任主査

それでは、御異議がないようですので、委員長は遠藤委員をお願いいたします。

委員長に選出されました遠藤委員は議長席へ御移動いただき、一言御挨拶をお願いいたします。

##### ○遠藤委員

それでは、一言御挨拶申し上げます。

委員長という大役を仰せつかり大変緊張しております。不慣れでございますので、皆様の御協力の下で、つつがなく務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

##### ○高橋主任主査

それでは、この後の議事の進行につきましては、条例第3条第2項の規定により、遠藤委員長にお願いいたします。

○遠藤委員長

それでは、本日の議題の一番目ではありますが、委員長職務代理者の指名についてであります。条例第3条第3項におきまして、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」とあります。

委員長職務代理者には、春日委員を指名させていただきたいと思っております。春日委員よろしくお願いたします。

○遠藤委員長

次に、議事に入ります前に、当委員会の会議の公開について確認をいたします。事務局から説明をお願いします。

○岡部私学・情報公開課長

会議の公開について御説明いたします。参考資料1を御覧ください。

当委員会につきましては、県の「審議会等の会議の公開に関する指針」が適用となり、3会議の公開の基準において、原則公開とする一方で、県の情報公開条例第7条第1項各号に掲げる情報に該当する事項について審議や調査等を行う場合などは、会議を非公開とすることができるとしております。

具体的には、特定の個人を識別できる情報や公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報などについて、審議や調査等を行う場合に会議を非公開とすることができるとされております。

本日の委員会につきましては、議事(4)その他の中で、意見交換をお願いしたいと考えておりました。その際には、個人情報など、個別、具体的内容に話題が及ぶものととらえております。この部分に関しては、非公開相当と考えております。

なお、「審議会等の会議の公開に関する指針」4では、公開又は非公開の決定は、先程の会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が当該会議に諮って行う、とされております。

○遠藤委員長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から御説明がありました。本日の議事の(4)その他の中の意見交換の部分がございしますが、会議の公開の基準に定める非公開事由に該当すると判断されますので、この部分に限り非公開としたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○遠藤委員長

それでは、本日の会議は一部非公開とさせていただきます。

次に、議事の(2)いじめ問題に対する県条例に基づく対応についてに入ります。それでは、事務局から説明をお願いします。

○高橋主任主査

それでは、資料1、資料2について御説明いたします。

部長挨拶にもありましたとおり、県では、平成27年度に県内の中学生が自ら命を絶つという痛ましい事案が発生したことを重く受け止めまして、いじめ防止対策推進法に則り、いじめ問題に迅速かつ機動的に対応するため、条例により、3つの組織を設置いたしました。

まず、資料1の1ページ、表の左にあります①「いじめ問題対策連絡協議会」は、条例施行前においても、要綱に基づき運営されてきたものですが、いじめ防止等に関係する機関、団体の連携を図ることを目的として、医師会、弁護士会等関係団体、各校長会やPTAなど教育関係団体、県福祉総合相談センターなどの関係機関により構成しており、教育委員会が所管しております。

次に、②の「いじめ問題対策委員会」は、条例により県教育委員会の附属機関として設置されました。弁護士、精神科医、臨床心理士、社会福祉士、大学教授により構成され、いじめ防止対策の調査審議、法第24条に定める学校設置者としてのいじめ調査、法第28条第1項に定めるいじめ重大事態に係る調査を行うこととしており、この組織も教育委員会が所管しております。10人の委員により、専門委員会の設置も可能な体制となっております。

本年1月15日に会議が開かれておりますが、県内のいじめの状況等について報告がなされたのち、

想定される業務内容や今後の取組等について、質疑や意見交換がなされたところです。

最後に、③の「いじめ再調査委員会」でございます。条例に基づき知事の附属機関として設置され、法第 28 条第 1 項に定めるいじめ重大事態に係る学校設置者又は学校による調査の結果について、知事が当該重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、再調査を行うものであります。

委員会には、専門委員会の設置も可能な体制となっております。

資料 2 を御覧ください。

資料 2 では、一番下の方に赤枠で示されておりますが、県の再調査委員会の対象となる学校は、図の中ほどになりますが、県が所轄庁となっている私立学校と県が学校設置者である県立学校となります。

それでは、具体的に条例の条文を御覧いただきたいと思っております。資料 1 の 5 ページを御覧いただきたいと思っております。

「岩手県いじめ再調査委員会条例」第 1 条中、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項、これは県立学校の関係を指し、第 31 条第 2 項は私立学校関係を指します。これらの規定に基づき、同法第 28 条第 1 項の規定による調査、これは学校の設置者又は学校が行う重大事態の調査であります。この調査結果について調査を行うため、知事の附属機関として設置するものでございます。

第 2 条では、委員会は委員 5 人以内で、法律、医療、心理、福祉等学識経験者の中から任命し、任期は 2 年としております。

第 3 条では、委員長の互選と、職務代理者について、先程手続していただいたとおりの内容でございます。

第 4 条では、専門の事項を調査審議するために、専門委員を置くことができるということで、いじめの形態が多様化している中で、特定の専門的な事項の知識等が必要とされるケースを想定しているものでございます。

第 5 条では、委員長が会議を招集いたします。また、半数以上が出席しなければ開くことができず、過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところと規定してございます。

第 6 条では、意見の聴取等ができる、ということで、外部の方を交えて説明や資料提供等を求めることができる、ということの規定しております。

第 7 条では守秘義務を規定しております。

第 8 条、この委員会の庶務は総務部において対応させていただきます。

第 9 条では、その他運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、この条例は、平成 27 年 10 月 28 日から施行という形になっております。

以上で説明を終わります。

#### ○遠藤委員長

ありがとうございました。

ただいま、いじめ問題に対する県の条例に基づく県の対応につきまして、条例等も含めまして御説明をいただきました。ただいまの説明に対しまして、質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

なしということでよろしいですか。それでは、次に進ませていただきます。

議事の（3）です。「県内のいじめの現状について」に移ります。まず、事務局から御説明をお願いします。

#### ○高橋主任主査

それでは、資料 3 「県内のいじめの現状について」を御説明させていただきます。

この調査の内容ですが、平成 28 年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」、速報値でございますけれど、この調査における「いじめ」の部分についての調査結果でございます。

調査結果の内容ですが、(1) としていじめの件数、ということで、公立学校、私立学校あわせた合計といたしまして、認知件数が 5,818 件ということでございますが、平成 27 年度調査における認知件数が 3,342 件でございますので、約 1.7 倍の増加となったところでございます。

(2) のいじめの校種別認知件数の推移は、平成 28 年度の数値を見ていただきますと、1 校あたりの認知件数が、各校種とも前年度を上回っており、全体では前年度に比較して約 1.8 倍の増加となっております。かっこ書きは全国 1 校あたりの認知件数ということで、合計数の平成 28 年度を見ま

すと、全国では1校あたり8.6件の認知、本県では9.8件の認知ということで、全国平均を上回って認知しております。これは、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうるものとして、県内の学校が積極的に認知した結果であるものととらえております。

(3)ではいじめの発見のきっかけということで、大きくわけて2つございます。学校の教職員等が発見した、というきっかけ、もう一つが学校の教職員以外からの情報により発見ということでございます。学校の教職員等が発見したというところは、本県では62.8%ということで、前年度の55.5%より向上しておりますが、全国平均の数値は66.1%ということですので、全国の方が学校の先生方の発見の率が高く、教職員以外からの情報により発見したということについては、岩手の方が多いという結果となっております。

(4)は、いじめられた児童生徒の相談の状況についてです。複数回答となっております。こちらについては、学級担任に相談というのが48.9%、前年度は48.0%ということで伸びております。一方で保護者や家庭等に相談というのが21.7%でございますが、前年度は24.8%というような状況になっております。

(5)いじめの態様でございます。こちらも複数回答でございます。上から順番に三つ目までが多い数字で、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「仲間はずれ、集団による無視をされる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」と、岩手県も全国と同じような傾向となっております。ただ、高等学校の部分で、一番多いのが「冷やかしかからかい」でございますが、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる」が高等学校では2番目にきているというような状況となっております。

(6)いじめの現在の状況、この調査が平成28年度の調査でございますので、この現在の状況というのは調査時の年度末時点、平成28年度末の状況でございます。「解消しているもの(日常的に観察継続中)」は本県が86.6%に対しまして全国は90.6%、「解消に向けて取組中」については、本県が12.9%に対しまして全国は9.1%となっております。

(7)は学校におけるいじめ問題に対する日常の取組、ということございまして、多いものからみますと「職員会議等を通じていじめ問題について職員間で共通理解を図った」「道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った」「スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った」といった取組が多くなっております。

(8)はいじめ発生状況の推移でございます。こちらは昭和60年度から県内全部のいじめの件数の推移を表しております。昭和60年度というのが鹿川君事件、葬式ごっこ事件といわれる部分で大きな数値が出ております。その後、数値が少なくなっていくわけですが、平成18年度には北海道滝川市や福岡県筑前町でのいじめによる自殺の連鎖といわれるものであるとか、平成24年度には大津のいじめ自殺事件、平成27年度は矢巾町のいじめ自殺事件ということがございまして、大きな数値が出ております。これを受けまして、平成28年度は積極的な認知に取り組んだ結果が表れているという状況になっているものととらえています。

以上で説明を終わります。

#### ○遠藤委員長

ありがとうございました。

ただいま、県内のいじめの現状について、統計等を用いまして御説明をいただきました。ただいまの説明につきまして、質問、意見等ございましたらお願いします。

#### ○春日委員

三点ほどあるのですが、まず一点は、いじめが認知される方がいいと、件数が増えてきて、できるだけ認知されたほうがいいというスタンスでいらっしゃるんだな、というふうには理解をしたところですが、市町村で偏りというのはないのかなと。岩手県内で、比較的一律に認知度が上がってきているのか、あるいは市町村によつての違いということはないのかなということなんです、お分かりになったら教えてください。

#### ○遠藤委員長

そうですね。県の全体の数値は分かるが、認知に当たって市町村の差というのか、そういうものがあるのかどうか。

○春日委員

例えば、滝沢とか矢巾とかというところは、認知のレベルというのが低くて、おそらくグーンと認知件数が上がってきたんじゃないかなと想像するんですが、そうではなくて、あまり認知件数に変化がないとか、そういうバラツキというのは県内でどうなっているのかということです。

○菊池首席指導主事兼生徒指導課長

県内一律に上がっているという状況です。委員御指摘のように、過去に痛ましい事案があったというようなところでは、上がる率が非常に高いというのはそのとおりでございます。いじめの認知に関わっては、全県的に公立学校については取り組んでおりまして、小中学校の研修講座等も含めまして、積極的な認知を呼び掛けているこの2年間でございますので、それを受けた形で28年度につきましても27年度よりぐっと上がっていると。基本的に学校数を御覧いただいて、そこからの伸びを見ていただければ、一部の学校が伸びているのではないということは御覧いただけるのかなというふうに思っているところでございます。

○遠藤委員長

ということは、あまり地域によってのばらつきといいますか、認知件数の差というのは顕著にはないと理解できるということでしょうか。

○菊池首席指導主事兼生徒指導課長

そうですね。取組状況につきましては、県内、ほとんど伸びていると。ただ、伸びの具合が若干違うところはございます。

○遠藤委員長

春日委員いかがですか。

○春日委員

分かりました。

もう少し教えていただきたいのが、次のページで、気になったのが、いじめられた児童生徒の相談状況で、誰にも相談していないというのが、12.6%で高いなあと思いました。そのことについて、理由を教えていただきたいのと、併せて、いじめの現在の状況で、解消しているというのも、そんなに大きな差ではないのですが、全国90.6%に対して86.6%となっているところが気になりましたので、お分かりになるところがあれば教えていただきたいと思います。

○菊池首席指導主事兼生徒指導課長

2ページの(4)にあります数値ですが、これは、いじめが認知された児童生徒に関してのものです。まず、認知はされているということです。そして、その中で誰にも相談していないというのは、非常に初期の段階で、つまり、相談するに至らない、解消の時間が非常に早かったという場合、これがほとんどであろうと思われます。つまり、長期化した場合には、相談するというような行為が発生してまいります。じゃれあいのようなものも含めて、又は喧嘩のようなものも含めて今回認知をしておりますので、仲裁が入って和解をするということになれば、相談するに至らないというような数値でございます。

いずれそれは、いじめとして学校が認知しているうえでの話でございますので、そのようにとらえておりました。

3つ目の解消率の部分でございますが、確かに平成27年度と比べると落ちていきますし、全国と比べても落ちている状況ではございますが、28年度調査から、いじめの解消の定義に則った調査をしております。いじめの解消の定義といいますのは、いじめが止んでから概ね3か月以上経っていること、そして被害の児童生徒及び保護者からいじめはなくなりましたと確認ができたこと、ですから、従前から比べれば、ハードルは高くなっていると。ですから、国におきましても、この解消率が前年度に比較して下がるということは想定していると。もう少し付け加えますと、3か月と枠を決めた理由ですが、いじめの初期段階で、すぐに和解の会をもって解消とするという例が、全国的に非常に多かったわけです。つまり心からの謝罪ではないと。お互いにきちっと和解をしているわけではないと。けれども、謝罪の会を開いてこれで解消ですよ、とする例が全国的に散見されたと。それを踏まえて、ある程度の期間をおいて、そして被害者がいじめを感じていないと、確かに解消しましたという担保

のために、専門的な知見の部分で、国の会議のところで3か月という規定となったものでございます。

○春日委員

安易に解消と判断してしまうというのは、必ずしもいいことではないので、この率が低いことが悪いとは思っていないのですが、今、お話を聞いてさらに理解しました。

○遠藤委員長

よろしいですか。その他何か御質問はありませんか。

○姉帯委員

2つ、質問というか、意見ですけれども、1つ目は今の、いじめの現在の状況に関わったところですが、今、解消の定義をお伺いしたので、解消に向けて取組中というのは、もしかしたらいじめが止んで3か月を経過するのを待っているものなのかもしれないですが、解消に向けて取組中の中に、ほとんど解消したのに3か月経過するのを待っているものもあれば、1年経ってもなかなか解消に至らないような、もしかしたら重大な事案につながるかもしれないものもあるかもしれない。全部同じ数字の中に入ってしまったのではないかと思うので、どのくらい長いのか、解消に向けて取組の時間がかかっているのかということが分かるような調査があったほうが、少ないけれど重大な事案を見つけるのにはいいのかもしれないなというふうに思いました。これは意見です。

○遠藤委員長

今の意見についていかがですか。

○菊池首席指導主事兼生徒指導課長

今回、御提示申し上げている調査については、国が実施している調査でございます。いわゆる、統計法による調査でございます。ですから、質問項目につきましては、基本的にはそれを全て、全国どこの自治体もこれをもって行っているということでございます。

ただ、委員御指摘のような、どれくらいかかっているとか苦戦しているという部分につきましては、当該校の設置者におきましては、その点は把握しているというように思われます。ただ、これが統計上は数字としては出てまいらないととらえております。

○姉帯委員

もう1点は質問ですが、高校等でパソコンや携帯電話等で誹謗・中傷や嫌なことをされるというのは、私も相談というか、お聞きすることが多くて、しかもなかなか止めにくいというか、いじめられている本人以外のところでグループを作って誹謗・中傷していたりとか、裏のサイトみたいなところで中傷していたりというのをよく聞きますけれど、こういうものはどうやって突き止めて、どうやって解消しているものなのか、もしいい例があれば教えていただきたいと思っております。

○遠藤委員長

難しいですね。携帯のいじめというパターンだと思いますけれど。

○菊池首席指導主事兼生徒指導課長

数字では上がってきております。これについては、県内各学校において、情報モラル教育等がずいぶん進んでおりますし、また、公立学校の教育課程において、情報モラルに関わった教育を全ての学校で実施しているという状況にあります。

どういう被害があったとか、いやなことを言われたかということについては、基本的には年間複数回のアンケート等をとったり、本人からの訴えがあったり、そういうものをカウントしたうえで、この数値が計上されているととらえております。

公立・私立含めまして、毎年5月になります。県内8地区に分かれて当該校の生徒指導主事が集まって情報交換をする機会というのも年1回設けてございます。その中でもこのSNSですとかLINE等の不適切な使い方については、皆さん危機感を持っておりますし、また、犯罪と結びつくようなものも見られるというようなことですので、今、この対策といいますか、取り締まりというよりは適切な使い方をするというような教育を進めているというところでございます。



○姉帯委員

例えば警察と連携したりとかということはあるんですか。

○菊池首席指導主事兼生徒指導課長

あります。県で言いますといじめ問題連絡協議会というのがございまして、その中には学校、警察、福祉関係、専門的な職の方、医師会や弁護士会ですが、そういう関係するところが一堂に会してですね、ここに関しては今年度においても取り組む必要があるということで、PTAも含めて、この対策についてそれぞれが活動を行っているというように情報共有をしています。

○遠藤委員長

よろしいですか。その他に何かございませんか。

それでは、その他ということで、事務局から何かありますか。

○坂本指導主事

それでは、私の方から、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」について説明させていただきます。

資料はNo.4になります。1ページ目、2ページ目が本方針の改定の概要について、2枚目から本文になりますが、本日は「改定の概要について」を用いて説明させていただきます。

最初に確認でございますが、これからの説明では、「岩手県いじめの防止等のための基本的な方針」を「県基本方針」、文部科学大臣が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」を「国の基本方針」と略して説明させていただきます。

初めに、これまでの経緯についてでございますが、平成25年9月28日にいじめ防止対策推進法が施行され、同年10月11日、文部科学大臣はいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国の基本方針を策定しました。本県においては、いじめ防止対策推進法及び国の基本方針を踏まえ、平成26年4月に県基本方針を策定いたしました。いじめ防止対策推進法の附則第2条第1項及び国の基本方針では、法施行後の3年、国の基本方針の策定から3年の経過を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるとしております。

また、県基本方針においても、県の施策や学校の取組等、基本方針が適切に機能しているかどうかについて点検を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講ずるとしておりました。

平成29年3月、国の基本方針が改定され、新たに、本日の資料にもなっております「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も策定されました。これを受けまして、岩手県教育委員会におきましては、条例により教育委員会の附属機関として設置いたしました岩手県いじめ問題対策委員会の調査審議を経た答申を基に、総務部法務学事課と連絡調整を図りながら、平成29年9月に県基本方針の改定を行ったところでございます。

続きまして、県基本方針の改定のポイントについて、5点説明させていただきます。

1点目は、いじめへの対処についてでございます。先ほど、菊池課長も説明したところでございますが、いじめの解消の定義を明記してございます。いじめの解消には、少なくとも二つの要件が必要であり、一つは、いじめに係る行為が相当の期間止んでいること、相当の期間とは、3か月間止んでいるということ、二つ目は、被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていないことであります。

ポイントの2つ目は、学校いじめ防止基本方針についてでございます。基本方針を定める意義や中核的な内容を明記したこと、さらに、学校教育法施行規則で規定されております学校評価の評価項目に学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を位置づけることを明記してございます。

ポイントの3点目です。いじめ防止対策推進法第22条に定められております、学校いじめ対策組織についてでございますが、その役割を明記してございます。また、いじめの情報共有について、学校の教職員がいじめの情報を抱え込み、学校いじめ防止対策組織に報告しないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反しうることを明記してございます。

ポイントの4点目です。いじめの防止に資する未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する活動に取り組むことを明記してございます。また、いじめの早期発見の取組として、児童生徒からの相談に対して、必ず、学校の教職員等が迅速に対応することについて、明記してございます。

最後に、ポイントの5点目です。法の理解増進に関わって、年に複数回以上の校内研修について明記したこと、そして、学校いじめ防止基本方針の周知について、学校のホームページへの掲載等によ

り、保護者や地域住民が容易に基本方針を確認できるようにすること、必ず、入学時や年度の開始時に、児童生徒・保護者、関係機関等に説明することを明記してございます。

以上、県基本方針について、これまでの経緯と改定のポイントについて説明させていただきました。

○遠藤委員長

ありがとうございました。

岩手県のいじめ防止等のための基本的な方針、それからその改定の概要について御説明いただきました。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

○春日委員

法の理解の増進というところで、年に複数回、いじめ問題に対する校内研修を実施するように取組を促すということなので、これからということだと思うんですが、現在はどの程度、学校でそういったいじめの問題に関する校内研修が行われているものでしょうか。

○菊池首席指導主事兼生徒指導課長

ここに関わって、校内研修の実施につきましては、平成27年度から、各学校で取り組むよう依頼しております。ですから、平成28年度と本年度におきましては、各学校で複数回実施されているというのが大半でございます。特にも本年度、29年度に関わっては、自殺予防も含めた形で、いじめ自殺というのを防ぐための校内研修を、各学校でやっていただきたいということを重点として取り組んでおります。

○春日委員

それは小中高全てなのかということと、校内研修というのを、例えば校内だけでやっているのか、それとも、例えば教育委員会から指導主事が行くとか、外部の方を講師にするとか、いろんな研修のしかたがあると思いますが、どのようにやっているところが多いのでしょうか。

○菊池首席指導主事兼生徒指導課長

公立学校の部分でお話ししてまいります。取り組んでいるのは。

それから研修に関わってですけれども、自校研修という、各学校で行う研修もございます。それから、県のほうでは、花巻の総合教育センターにおいて、いじめに係る3つの特化した研修を希望研修という形で実施してございます。

小中学校に関わっては、県内6つの教育事務所がございます。その中で、年1回、各学校から先生をお呼びして、教育事務所単位で年1回はいじめの研修を行っている。ですから、教育事務所単位で行う研修に加えて、各学校での研修、本年度はプラスして自殺予防の研修というような形で、いじめに関する研修については、広くそして回数的にも複数回行っているという現状でございます。

○遠藤委員長

その他、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

○小泉委員

今回、新任ということですので、お聞かせ願いたいと思いますが、県の基本方針の内容に関してなんですけど、いじめを認知する、そして、今、お話しいただいたように、各教育現場のほうで、事前に予防するための研修等も実施されているというお話を伺いまして、私の方でも話を聞いていて思いましたのは、実際にいじめ等が起きてしまったときに、現場を調べて、お子さんのご様子とか、いろいろアセスメントするに当たって、たぶん、現場で動いていらっしゃる学校の先生方自身も、すごく大変な御苦労をされると思うんですね。御負担がかかると思うんです。御家族に説明したりとか、事情を聴取したりとか、そういう部分で、お子さんに対するアプローチはもちろんすごく大事ですし、逆になんかこう、現場に立っていらっしゃる先生方の体調というんですか、メンタルヘルスとかも含め、そういった部分をカバーしていくとか、そういったところを、現場の先生方を守っていくための方針みたいなものは、この中には入っているのか分からないのですが。

○遠藤委員長

そうですね。いじめが深刻であればあるほど、対応する先生方の負担も増えるということですね。

先生方に対するサポートというんですかね、それはどうなのかということですね。

○菊池首席指導主事兼生徒指導課長

まず結論から言いますと、先生方へのサポートにつきましては、県の事務局で言うと教職員課というセクションがございまして、先生方のメンタルに関わる部分のサポートにつきましては、そちらが中心となって取組を進めているところでございます。

この、岩手県のいじめ防止等のための基本的な方針というのは、教育行政の部分の担うべき責務、そして学校がすべき責務というのを、国の方針を参酌して明らかにしたというとらえ方をさせていただければありがたいというところでございます。

○遠藤委員長

よろしいですか。

その他、何かございましたら。

では、その他事務局から何かございましたらお願いします。

○岡部私学情報公開課長

本委員会の運営要綱及び傍聴要領について御説明いたします。参考資料2を御覧いただきたいと思っております。

本委員会の運営につきましては、会議の招集、会議の公開、会議録の作成等基本事項について、運営要綱を定めております。また、併せて会議の傍聴についても、傍聴要領を定めております。

運営要綱につきましては、平成27年度第1回いじめ問題再調査委員会において決定したものでございます。この趣旨は、いじめ問題再調査委員会条例第9条の規定に基づきまして、委員会の運営に必要な事項を定めたものでございます。

要綱の内容は、会議の招集、会議の公開及び会議録の作成、会議録及び配布資料の公開等基本的な事項について定めたものとなっております。

裏面を御覧ください。傍聴要領でございます。傍聴する場合の手続きや秩序の維持等について定めたものでございます。本県の他の審議会と同様の内容のものでございます。

以上で説明を終わります。

○遠藤委員長

ありがとうございました。

運営要綱、それから傍聴要領について御説明いただきました。何か、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

よろしいですか。それでは、今後、ただいま御説明いただきました運営要綱に基づきまして、会を運営いたします。また、この傍聴要領に基づきまして、会議を公開することといたします。その他、事務局からございましたらお願いいたします。

○岡部私学情報公開課長

会議冒頭で説明させていただきましたが、ここで委員の皆様には、個別具体的内容について、意見交換をお願いしたいと考えております。

○遠藤委員長

ただいま、事務局から、個別具体的内容についての意見交換をしたい旨、お話がございました。委員の皆様、意見交換という形でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○遠藤委員長

ありがとうございます。

それでは、これより意見交換といたします。つきましては、この後の会議を非公開といたします。傍聴者及び報道機関の皆様方には、ここで御退席をお願いいたします。